

協働を育む補助金制度の構築をめざして

～ 補助金適正化への提言～

平成 1 6 年 7 月

杉並区補助金の適正化に関する懇談会

平成16年7月29日

杉並区長
山田 宏 様

杉並区補助金の適正化に関する懇談会
会長 堀場 勇夫

補助金の適正化について（提言）

補助金の適正化について、審議の結果、次のとおり提言いたします。

【杉並区補助金の適正化に関する懇談会】

会 長	堀 場 勇 夫
副 会 長	原 田 博 夫
委 員	沼 尾 波 子
委 員	原 田 弘
委 員	徳 田 達 介
委 員	長 津 玲 子
委 員	内 藤 博 孝
委 員	大 島 和 美

目 次

1	はじめに	1
2	地方の自立に向けて	2
	（１）三位一体の改革と財政基盤の確立	
	（２）協働による自治の基盤づくりを	
3	補助金制度の概要	3
	（１）補助金の意義	
	（２）補助金制度の現状と問題点	
4	協働に時代にふさわしい補助金制度の構築を	5
	（１）補助金制度改革の視点	
	（２）改革に向けた基準の策定にあたって	
5	おわりに	8
6	付属資料	9
	杉並区補助金の適正化に関する懇談会検討経過の概要	
	杉並区補助金の適正化に関する懇談会委員名簿	
	杉並区補助金の適正化に関する懇談会設置要綱	
	補助金制度の概要	

1 はじめに

日本経済に景気回復の兆しが見られるものの、雇用や所得環境は依然として楽観を許さない状況が続いています。こうした影響を受けて、杉並区においても引き続き、厳しい財政運営を強いられています。

一方、日本の内外の環境は大きく変化し、国と地方の関係においても従来の中央集権型の統治システムから、地方の自立による分権型社会への転換が強く求められています。

地方分権の時代は、まさに自治の真価が問われる時代といえます。その核心となるべき三位一体の改革は、未だその全容が明らかではありませんが、地方が自立していくためには、国と地方の税財政改革を通して、財政基盤を確立するとともに、住民自らが地域の将来を決定していく、いわゆる自己決定、自己責任による自治体経営をめざしていかなければなりません。

こうした中で、杉並区は現在、「21世紀ビジョン」や自治基本条例に基づき、区政運営の透明性や財政の健全化に努めるとともに、区民と行政との「協働」を推進し、住民自治の強化に取り組んでいます。

併せて、社会環境の変化に的確に対応し、活力ある地域社会を創造していくため、財政運営の健全化や「協働」の推進の観点から、補助金制度の適正化の検討を進めています。

杉並区補助金の適正化に関する懇談会は、このような補助金制度の検討の一環として、杉並区からの要請に基づき、幅広い見地から意見をまとめ、その基本的方向について提言するため、平成16年4月19日に設置されました。

もとより補助金は、区政において中核的施策の一つであり、地域の課題に取り組む様々な個人や団体にとっても現実的な関心テーマであり、その活動のみならず、まちづくりのあり方そのものにも影響を与える重要な課題です。

そこで懇談会では、補助金制度の現状を踏まえ、今後の補助金のあり方全般について審議を重ね、その結果、分権時代にふさわしい補助金制度改革の実現に向けた提言として、ここに成案を得たものです。

2 地方の自立に向けて

(1) 三位一体の改革と財政基盤の確立

本格的な分権時代を迎えた今日、地方の課題を地方の権限と責任で解決していくためには、財政基盤の確立が不可欠です。構造改革の一環として小泉内閣が掲げる三位一体の改革の成否が今後の自治のあり方を左右するものと言っても過言ではありません。

こうした改革は、単に国と地方との財源配分の問題だけではなく、住民へのサービス提供のあり方にも直接関わる問題です。杉並区が区民の信託のもとに、責任をもって地域の課題解決にあたっていくためには、必要な財源を自ら調達し、財源に見合ったサービスを提供していくとともに、区民にもサービスに応じた一定の負担を求めていかなければなりません。

また、平成12年度の特別区制度改革では、都区の枠組みを前提にしながらも、特別区の自主性・自律性を強化する方向で改革が実現し、基礎自治体としての地位が明確になりました。しかし、特別区にとっては、都区間の役割分担や財源配分の問題など、今後、解決すべき課題も少なくない状況です。

こうした中で、杉並区の将来を見据え、自治の基盤を構築していくためには、持続的な発展を支える強固な財政基盤が必要です。そのためにも、引き続き可能な限りの財源の確保と適切な歳出のあり方を考えていくべきであります。また、三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減は、直接、杉並区の補助金制度の問題に影響を及ぼすものです。

国や都区間における一連の制度改革の行方が定かでない現在、先ず、杉並区自らが財政運営の健全化に向けた取り組みを強化していかなければなりません。その一環として補助金制度についても、その役割や機能を十分考慮しながら、納税者である区民が納得できる改革を進めていくべきです。

(2) 協働による自治の基盤づくりを

分権時代における自治の基盤づくりに重要なもう一つの問題は、住民があらゆる分野に参画し、行政と住民とが対等の関係を前提に、協力・連携する仕組みを構築することにあります。公共サービスにおける様々な政策目標を実現していくためには、もはや行政だけでは限界があり、まちづくりの担い手として地域社会を構成する個人や団体など、多様な活動主体の参画と連携が必要です。

現に、杉並区の基本構想である「21世紀ビジョン」や自治基本条例においても、こうした区民と行政とが協力・連携する「協働」の考え方が強調され、政策実現のための基本理念とされています。

このような区民との「協働」を推進し、協力・連携する分野を拡大していくことが、自己決定、自己責任の原則による住民自治を醸成し、地方の自立をめざしていくための自治の基盤をなすものであります。

補助金制度も、政策実現の間接的手段として、こうした「協働」の一環として機能している側面があります。しかし、補助金という財政支援は、政策目標の実現に必要な経済的な負担軽減の役割を果たしている反面、補助金の執行方法によっては、ともすれば受け手の意識や活動方法などに様々な弊害を生じさせ、対等の関係を前提とした本来的な協力・連携という目的を阻害する危険性を含んでいることも否定できません。

杉並区が推進する「協働」による政策分野の裾野を広げ、自立に向けた確固たる自治の足場を築いていくため、補助金の有効性を念頭に置きながらも、「協働」の根底にある主体性や独立性、自己責任という観点から、改めて補助金制度を見直していくべきです。

3 補助金制度の概要

(1) 補助金の意義

補助金は、財政支援により行政の政策目標を実現する機能を果たしています。補助金の性格や執行形態から、

政策課題を実現若しくは補完し、又は誘導する目的で執行される補助金

個人や団体などの経済的負担の軽減を図る目的で執行される補助金

国や東京都の補助制度に加算して執行される補助金

などに区別することができますが、これらの目的や性格を併有しながら執行される補助金も少なくないと思われます。

補助金の要件である「公益上の必要性」の判断にあたっては、客観的合理性が求められることは言うまでもなく、税金が原資である以上、住民への説明責任を十分果たせるものでなければなりません。

【補助金の根拠】

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。(地方自治法第232条の2)

(2) 補助金制度の現状と問題点

杉並区の補助金は、平成16年度予算で約46億円が措置されており、最近の10年間では、毎年度若干の増減があるものの、概ね40億円から46億円程度の範囲で推移し、一般会計に占める割合は、概ね3%程度となっています。

また、補助金の執行状況を政策分野で見ると、福祉部門や教育部門が多く、さらに対象者別では、団体助成の規模が大きくなっており、いずれも、補助金総額の約6割程度を占めています。

補助金は、特定の政策判断や公益上の必要性に基づき執行されるものです。しかし、どのような補助金であっても、時間の経過とともに環境変化や行政需要の多様化などに起因して、さまざまな問題が顕在化してきます。

杉並区における補助金制度の現状からも、次のような問題点を指摘することができます。

補助目的の希薄化

社会経済環境の変化の中で、補助目的の曖昧さや今日的意義が希薄化していると思われる補助金が見受けられる。

補助期間の長期化による弊害

交付期間が30年以上にわたる補助金も見受けられ、補助金の固有財源化や既得権化、自立的な活動意識の希薄化など、長期化による弊害が生じ易い実態がある。

補助対象や要件の類似性

補助金相互の考え方の整理が十分になされないまま、補助目的や対象・要件などが類似した補助金が見受けられる。

補助金交付基準の不統一

補助金の交付にあたり、金額の積算や補助率の考え方など、交付基準に必ずしも統一性・整合性が見られない。

○団体によっては自助努力なくして、安易に補助金に依存する傾向があることも否定できない。

事業効果等を検証する仕組みの不十分さ

事業効果を検証することは必ずしも容易ではないが、現時点では補助金の使途や事業効果を検証するシステムが明確ではなく、十分ではないと思われる。

補助対象事業の不明確さ

外郭団体など、補助金交付団体への委託金と補助金との区別や補助金充当事業の範囲が必ずしも明確でないものもある。

4 協働の時代にふさわしい補助金制度の構築を

(1) 補助金制度改革の視点

補助金制度の問題点を踏まえ、21世紀の自治を拓き、杉並らしい自治のモデルを創造していくため、補助金制度について、次のような視点から改革すべきものと考えます。

協働を育む補助金制度の構築

区民は、納税者であるとともに、共に区政を支えるパートナーです。区民と行政とがお互いの適性や固有の能力を認め合い、目的を共有しつつ、地域の政策課題の解決に取り組んでいくことが重要です。

地域における個人や団体が、自由な発想や主体性を発揮し、地域の活性化につなげていけるよう、「協働を育む補助金制度の構築」の視点から、改革を推進するよう望みます。

透明性の確保と財政運営の健全化

補助金の原資はいうまでもなく区民の税金です。補助金による税の再配分にあたっては、区民の納得と合意形成のため、情報の積極的な公表や説明責任を果たしていかなければなりません。

また、時代の変化や制度改革の動向を見極め、将来にわたり区民生活を支えることのできる安定的な財政運営が求められています。杉並区も一つの経営主体として、常に健全な財政運営に意を用いていくことが必要です。

補助金制度の改革にあたっては、こうした「透明性の確保と財政運営の健全化」の視点が欠かせません。

(2) 改革に向けた基準の策定にあたって

杉並区が、今後、補助金制度の具体的な見直し基準を策定するにあたっては、改革の視点とともに、次の評価基準等を参考としてください。

補助金評価基準

《責任の明確化》

個人や地域団体と行政とが名実ともに対等な当事者として協働の関係を構築していくため、可能な限り「契約」や「協定」などの合意に基づき、主体的な事業や活動を実施できる方法を多面的に検討すること。

組織や団体の構成実態や負担能力などから、自律的な事業運営が可能か否かを判断すること。

協働の視点から行政が負担することの適否や負担の範囲について、検討すること。

契約等の手法による合意形成の可能性の検討とともに、「委託金」や「分担金」などによる執行の可否についても検討すること。併せて、租税の軽減措置のあり方について検討すること。

協働分野の拡大に伴う新たな補助金の創設も視野に入れること。

《事業効果の検証》

行政評価においては、毎年度、事業効果の再評価を的確に行い、成果を具体的に検証すること。

また、事業効果の検証にあたり、住民や議会等が一定の関与をする仕組みについても、検討課題とすること。

事務事業等の評価調書を改善し、定量的な成果の検証方法を講じること。

費用対効果・スクラップアンドビルドの原則の徹底

《補助金の終期の設定》

サンセット方式を導入し、一定期間における段階的な縮減や期間終了後の廃止など、政策課題に対する補助金の集中交付期間を明示すること。

また、継続する場合においても、必要性や補助期間における成果を一定期間ごとに定量的に検証すること。

《類似する補助金の整理・統合》

補助金の目的や対象などが類似する補助金については、可能な限り、廃止を含めて整理・統合を図ること。

《小額補助金等の見直し》

補助単価及び補助金額が極めて小額の補助金、又は補助対象者が1～2名程度しかない補助金など、本来的な財政支援の機能として合理性が問われる補助金については、廃止を含めて整理・統合を検討すること。

《包括補助制度の導入》

組織や団体等の裁量を確保していくため、包括補助制度の導入について検討すること。

包括補助金等の適用可能事業や補助金額等について検討すること。

運用方法の改善

上記の評価基準による再評価のほか、個人や団体との協力と連携を促進し、区民と行政との協働を育んでいくためには、補助金が組織や団体にとって利用し易いものでなければなりません。

そこで、補助金の運用方法等について、次のとおり留意してください。

会計年度の制約を踏まえながらも、受け手の自由度を増すことができるよう補助金の弾力的な運用方法について検討すること。
補助金の使途について、行政の関与は適正さを検証できる範囲とし、必要以上に関与することのないよう工夫が必要であること。
事業者に対する補助金の適否については、画一的ではなく、可能な限り実態を踏まえて、判断すべきものであること。
行政の支援が必要な団体や組織もあることから、補助金を効果的に活用することにより、意識喚起や事業活動の活性化を図っていくことも大切であること。

5 おわりに

高度成長を遂げてきた右肩上がりの時代は去り、社会環境も大きく変化しています。

こうした中で、杉並区は武蔵野の面影を残し、みどり豊かな良好な住宅都市として発展してきました。しかし、昨今では、区民の生活環境や意識の面でも、大都市に特有の匿名性の高い個人主義的な傾向やライフスタイルが多く見られるようになり、それに伴い地域の課題も複雑・多様化しています。

このような時代だからこそ、自ら地域の課題に取り組む個人や団体の存在は、大変、貴重であります。杉並区の財産である、こうした人材や活動主体と行政とが、ともに公共の利益として区民生活に還元できる公的サービスを担っていくことが何より重要であり、自立した豊かな地域社会を創造していくためにも欠かせないものと考えます。

区民と行政とが協力・連携して、杉並区の将来を語るができるよう環境整備を図っていくためにも、補助金制度の再構築は避けて通れない課題であると考えます。

今後、各補助金の見直しにあたっては、個別に判断していく必要がありますが、見直しの過程や考え方を区民等に積極的に公表するなど、客観性や透明性を確保していくことが重要です。

杉並区においては、今後とも自主・自立の気概あふれる「自治のまち杉並」の実現に向けて、真摯な取り組みがなされることを期待して、提言の結びといたします。

《 付 属 資 料 》

補助金の適正化に関する懇談会検討経過の概要

	日 時	検 討 の 概 要	場 所
第 1 回	平成 1 6 年 4 月 1 9 日 1 3 時 3 0 分	委嘱状交付 懇談会の検討スケジュール等 補助金制度の現状の検討	区役所 第 2 委員会室
第 2 回	5 月 1 0 日 1 3 時	補助金制度の現状の検討	区役所 第 2 委員会室
第 3 回	6 月 1 4 日 1 0 時	補助金制度の現状と問題点の 検討	区役所 第 5 会議室
第 4 回	6 月 2 8 日 1 0 時	補助金制度の問題点の検討 意見集約の基本的方向	区役所 第 2 委員会室
第 5 回	7 月 2 0 日 1 0 時	懇談会の提言（案）の検討	区役所 第 2 委員会室
第 6 回	7 月 2 9 日 1 4 時	懇談会の提言の決定 区長への提言	区役所 区長応接室

補助金の適正化に関する懇談会委員名簿

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	堀 場 勇 夫	青山学院大学経済学部教授（経済学部長）
	原 田 博 夫	専修大学経済学部教授
	沼 尾 波 子	日本大学経済学部助教授
地域団体代表	原 田 弘	杉並区町会連合会会計理事
	徳 田 達 介	杉並区商店会連合会会長
	長 津 玲 子	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会理事
	内 藤 博 孝	高井戸地域区民センター運営協議会会長
	大 島 和 美	杉並区立中学校PTA協議会会長

(注) は会長、○は副会長

（敬称略）

杉並区補助金の適正化に関する懇談会設置要綱

(16 杉並第 1273 号決裁)

(設 置)

第 1 条 杉並区から支出する補助金について、客観的な意見や助言を得て、その適正化を図るため、杉並区補助金の適正化に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区から支出する補助金の見直し・提言に関すること。
- (2) その他区長が特に必要と認める事項

(構 成)

第 3 条 懇談会は、8名の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び地域団体の代表のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から提言を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選とする。

- 2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 懇談会は、会長が召集する。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、会長に懇談会の開催を求めることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者及び関係職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第 7 条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることが出来る。

(事務局)

第 8 条 懇談会の事務局は、政策経営部財政課とする。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。

(3) 交付期間の状況

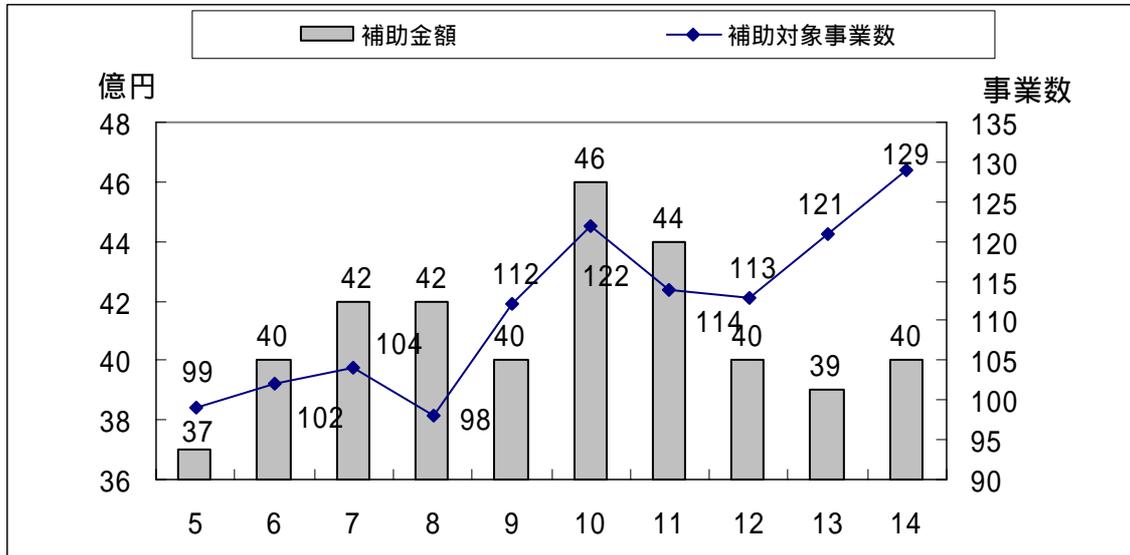
期 間	事 業 (千円)	
新 規	1 1 事業	特養ホーム経営支援費助成 (9,505 千円) 空き店舗活用支援助成 (7,000 千円) 協働事業提案者助成 (5,000 千円)
2 年 ~ 5 年	3 7 事業	エコシール運営委員会活動助成 (97,000 千円) 認証保育所運営助成 (181,737 千円) 防犯自主団体活動助成 (7,000 千円)
6 年 ~ 1 0 年	1 6 事業	杉並・荻窪消防団 (11,450 千円) 商店街装飾灯助成 (12,395 千円)
1 1 年 ~ 2 0 年	2 1 事業	スポーツ振興財団運営助成 (448,542 千円) 杉並区勤労者福祉協会 (105,000 千円) 狭あい道路等拡幅整備実施者 (70,861 千円)
2 1 年 ~	5 5 事業	社会福祉協議会運営助成 杉並区医師会活動助成

(4) 補助金額の規模 (1 件又は 1 団体あたりの額)

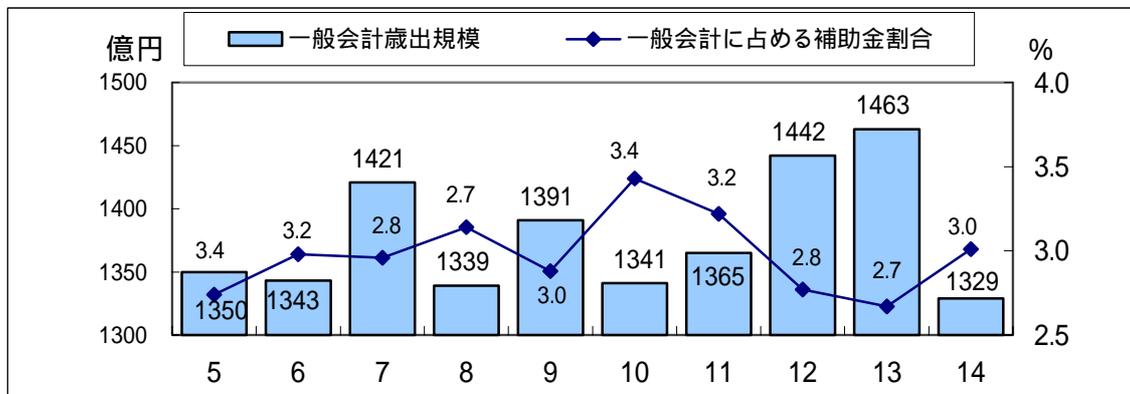
金 額	事 業	
5 万円未満	1 5 事業	民営化宿泊施設利用者 (単価 2,000 円) 民有灯助成金 (単価 2,976 円) 低公害装置導入事業者 (単価 30,000 円)
5 ~ 1 0 万	4 事業	健康づくり推進員 (単価 85,000 円)
1 0 ~ 5 0 万	3 3 事業	いきいきクラブ (単価 336,960 円) 福祉サービス第三者評価 (単価 300,000 円) 私立幼稚園等園児保護者 (単価 122,400 円)
5 0 ~ 1 0 0 万	8 事業	納税貯蓄組合 (1 団体 700,000 円) 青少年育成委員会 (1 団体 900,000 円) 杉並区体育協会 (1 団体 550,000 円)
1 0 0 万以上	8 0 事業	地域集会施設運営協議会 社会福祉協議会運営助成 福祉施設建設助成・外郭団体運営助成

補助金の現状（「ざいせい2003」より抜粋）

補助金額と補助対象事業数の推移



一般会計に占める割合

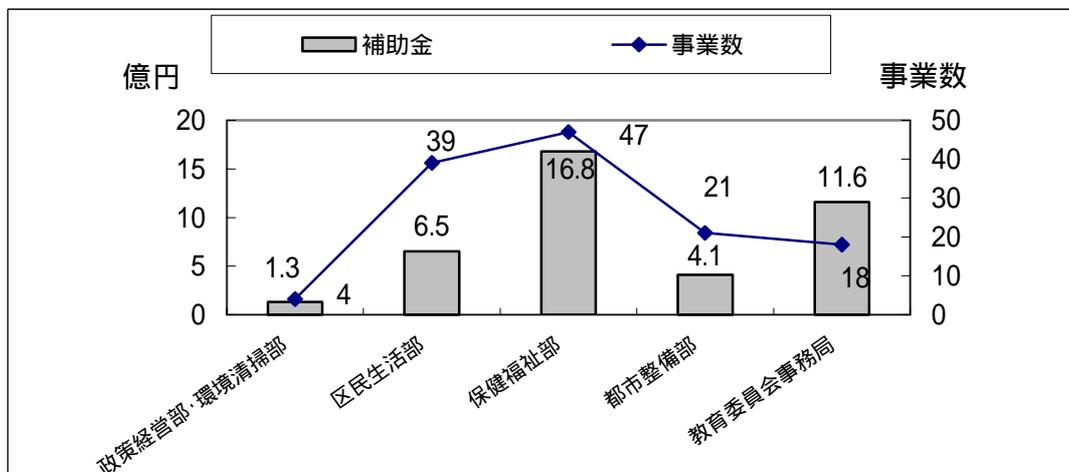


補助内容や補助率について、個々の事業において見直しを行ってきた結果、平成12年度以降は、ほぼ横ばい状態ですが、対象事業数は増加しています。

一般会計に占める補助金の割合は、平成10年度の3.4%を最高に、概ね3%前後で推移しています。

時代環境が変化したことにより、公益性や有効性など補助金を支出する初期の目的が希薄になったり、団体の自主性・自律性などの観点から、補助金のあり方を総合的に見直す必要が出てきています。

14 年度補助金の所管別内訳



主な補助事業

区民生活部

魅力ある商店街づくり事業助成 (0.9 億円)
貸与宿泊施設区民宿泊費助成 (0.9 億円) など

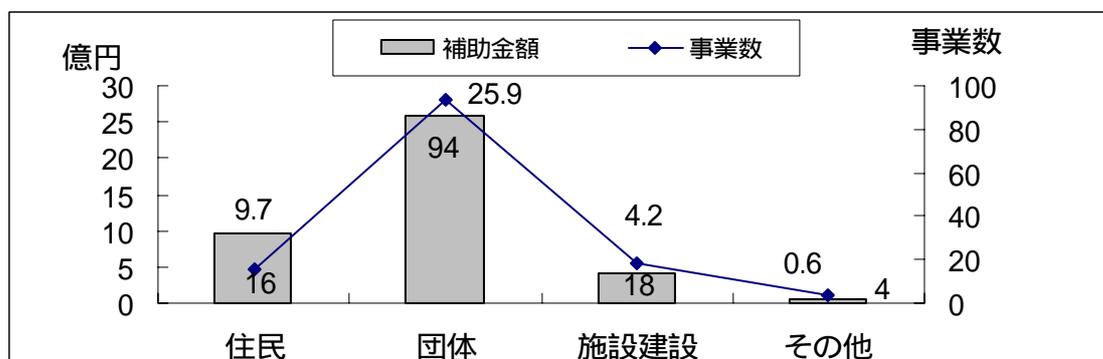
保健福祉部

補助金総額の約 42% を占める。特別養護老人ホーム等に対する建設・運営助成 (3.1 億円)
心身障害者通所訓練等運営費助成 (2.6 億円) など

教育委員会事務局

私立幼稚園等園児保護者負担軽減 (5 億円)
杉並区スポーツ振興財団運営助成 (4 億円) など

14 年度補助金の対象別内訳



団体助成の内訳は、運営助成が 9.8 億円 (8 事業)、活動助成が 16.1 億円 (86 事業) です。

団体に対する補助

(単位:円) (単位:千円)

補助金名称	交付団体名等	対象数	開始年度	補助形態 (事業活動・活動助成)	補助内容等	事業形態	積算の根拠等	16年度予算	備考
-------	--------	-----	------	---------------------	-------	------	--------	--------	----

1 経営管理分野(801万円)

1	職員互助会補助金	1	S56	活動	杉並区職員互助会の活動経費の助成	単独	平均給料月額×掛率×一般会員数	77,002	
2	教職員互助会補助金	1	S55	活動	杉並区立学校教職員互助会の活動経費の助成	単独	7,200円×会員数	11,009	

2 区民生活分野(2億197万円)

地域安全(防犯・防災等)

3	防犯協会に対する事業補助金	3	S54	活動	防犯協会の事業経費の助成	単独	324,000円×3団体	972	
4	地域防犯自主団体活動助成金	70	H15	活動	自主的な地域防犯団体による防犯活動への助成	単独	100,000円×70団体	7,000	
5	学校地域防災連絡会に対する補助金	44	H12	活動	学校地域防災連絡会の運営及び活動の経費の助成	単独	12,000円×44団体	528	
6	防火協会事業補助金	2	H9	運営	防火協会の運営経費の助成	単独	220,000円×2団体	440	
7	少年消防クラブ消防少年団事業補助金	2	H9	運営	少年消防クラブ消防少年団の運営経費の助成	単独	110,000円×2団体	220	
8	消防団事業補助金	2	H9	運営	消防団の運営経費及び防災リーダー育成事業経費の助成	単独	運営費3,000,000円、事業費8,450,000円(2団体分)	11,450	
9	防災市民組織連絡協議会に対する補助金	1	S50	運営	防災市民組織連絡協議会の運営経費の助成	単独	400,000円×1団体	400	
10	防災市民組織に対する助成	163	S50	運営	防災市民組織の運営費の助成	単独	36,000円×163組織	5,868	
11	杉並交通安全協議会補助金	1	S40	活動	交通安全協議会の活動経費の助成	単独	16円×234,149世帯×4回	14,986	
12	交通安全協会補助金	3	S40	活動	交通安全協会の活動経費の助成	単独	224,000円×1団体 1,320,000円×3団体	224 3,960	

コミュニティ振興

地域集会施設等運営協議会事業に対する補助金	井草地域集会施設運営協議会	1	S59	運営活動	地域集会施設等運営協議会の運営・活動経費の助成	単独	18,297,000円×1団体	18,297					
	西荻地域集会施設運営協議会	1					18,069,000円×1団体	18,069					
	狹窪地域集会施設運営協議会	1					18,150,000円×1団体	18,150					
	阿佐谷地域集会施設運営協議会	1					18,277,000円×1団体	18,277					
	高円寺地域集会施設運営協議会	1					18,023,000円×1団体	18,023					
	高井戸地域市民センター運営協議会	1					18,319,000円×1団体	18,319					
	方南・和泉地域集会施設運営協議会	1					18,586,000円×1団体	18,586					
	町会・自治会専用掲示板設置等補助金	50					H12	活動	町会・自治会が設置または管理する掲示板の新設・建替・修繕経費の助成	単独	新設等の経費の1/2以内で、1基につき上限3万円	1,500	
	民有灯助成金(条例)	8,296					S36	活動	町会等が設置する街路灯の電気料の助成	単独	蛍光灯2.0W 2.976円/1灯	26,705	

3 産業振興分野(3億512万円)

16	公衆浴場設備改善事業補助金	東京都公衆浴場商業協同組合 杉並支部	1	活動	S56	公衆浴場の設備改善経費の助成	単独	100,000円×49浴場(16年度限り)	4,900
17	公衆浴場確保対策事業補助金	東京都公衆浴場商業協同組合 杉並支部	1	活動	S56	東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部が行う公衆浴場確保対策事業に要する経費の助成	単独	150,000円×49浴場	7,350
18	風呂つと並事業補助金	ハリアフリー(障壁除去)化実施 公衆浴場等	4	活動	H13	浴場組合が実施する浴場/ハリアフリー化改修工事等(風呂つと事業)に要する経費の助成	単独	1,500,000円×4団体	6,000
19	商店街活性化緊急対策事業補助金	東京都公衆浴場商業協同組合 杉並支部	1	活動	H13	浴場組合が実施する浴場/ハリアフリー化改修工事等(風呂つと事業)の運営に要する経費の助成	単独	4,890,000円×4団体	4,890
20	魅力ある商店街づくり事業費補助金	商店街活性化緊急対策事業補助金	1	活動	H16	商店街活性化緊急対策事業費への助成	単独	2,000,000円×1団体	2,000
21	千客万来・アクティブ商店街事業補助金	魅力ある商店街づくり事業費補助金	133	活動	S63	商店街が実施するイベント事業、施設整備事業、情報化推進事業等の経費の助成	単独	イベント経費の2/3、上限300万円(2回まで)	135,349
22	地域交流イベント事業等補助金	千客万来・アクティブ商店街事業補助金	5	活動	H13	商店街組合等が提案する意欲的で工夫とアイデアが活かされた商店街活性化事業への助成	単独	1団体につき1,000万円上限	60,000
23	商店街防犯カメラ設置補助金	地域交流イベント事業等補助金	4	活動	H16	商店街が行う防犯カメラ設置経費の助成	単独	500,000円×4団体	2,000
24	商店街組合等補助金	商店街防犯カメラ設置補助金	5	活動	H16	商店街の防犯カメラ設置経費の助成	単独	経費の2/3、上限600万円	30,000
25	杉並産業協会補助金	商店街組合等補助金	19	活動	S36	商店街振興組合、事業協同組合及び商店街連合会等に対する、運営及び活動に要する経費の助成	単独	振興組合 48万円、連合会 90万円、法人商店街 9万円	2,910
26	商店街装飾灯美化費助成(条例)	杉並産業協会	1	活動	S61	杉並産業協会の活動経費の助成	単独	1,000,000円×1団体	1,000
27	商店街装飾灯電気料助成(条例)	商店街装飾灯美化費助成(条例)	4,080	活動	H10	商店街の装飾灯の美化経費の助成	単独	ポール 2,000円/1基 アーチ 4,000円/1基	10,110
28	商店街装飾灯修繕費助成(条例)	商店街装飾灯電気料助成(条例)	2,150	活動	H10	商店街の装飾灯の電気料の助成	単独	250W相当 10,396円/1基	16,124
29	商店街装飾灯設置工事費助成(条例)	商店街装飾灯修繕費助成(条例)	4,150	活動	H10	商店街の装飾灯の修理経費の助成	単独	1,000円/1基	4,150
30	観光事業補助金	商店街装飾灯設置工事費助成(条例)	37	活動	H9	商店街の装飾灯の建設経費の助成	単独	335,000円/1基	12,395
31	企業の農業経営集団活動事業費補助金	阿佐谷七夕まつり実行委員会/ 東京阿波踊り振興協会 JA東京中央(城西生産部会)/ JA東野(野中生産部会)	2	活動	S47	地元商店街の魅力を外にアピールできる観光事業に対する経費の助成	単独	1,000,000円×2団体	2,000
32	納税貯蓄組合連合会補助金	納税貯蓄組合連合会(杉並・荻窪)	2	活動	S44	生産性の高い農業をめざして組織された企業の農業経営集団の活動事業に要する経費の助成	単独	300,000円×2団体	600
33	商店街カラー舗装補助金	納税貯蓄組合連合会(杉並・荻窪)	4	活動	S44	生産性の高い農業をめざして組織された企業の農業経営集団の活動事業に要する経費の助成	単独	200,000円×4団体	800
		納税貯蓄組合連合会(杉並・荻窪)	2	活動	S45	納税貯蓄組合の活動経費の助成	単独	700,000円×2団体	1,400
		カラー舗装を実施する商店街	1	活動	S59	商店街に対するカラー舗装実施経費の助成	単独	整備費の3/5	1,139

4 社会福祉分野(14億125万円)

地域福祉

34	社会福祉協議会運営費補助金		1	運営活動	S41	杉並区社会福祉協議会の運営経費の助成	単独	233,773,000円 x 1団体	233,773
35	福祉サービス支援センター運営費等補助金	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	1	活動	H13	福祉サービス利用援助及び成年後見支援など福祉サービス支援センターの運営・活動経費の助成	単独	5,753,251円 x 1団体	5,754
36	NPO・ボランティア活動推進センター補助金		1	活動	H14	NPO・ボランティア活動推進センターの運営・活動経費の助成	単独	49,433,000円 x 1団体	49,433
37	高齢者入居支援制度補助金		1	活動	H14	アパートに居住する高齢者が死亡したとき、葬儀・遺骨の保管、残存家財等の撤去等を行う事業経費の助成	単独	葬儀1件130,000円、家財撤去1件50,000円	5,760
38	バリアフリー情報ホームページ運営事業補助金	NPO法人アサーボイス	1	活動	H15	杉並区バリアフリー情報のホームページ掲載事業の助成	単独	200,000円 x 1団体	200
39	地域福祉活動立上げ支援事業補助金	地域福祉活動実施団体	18	活動	H12	住民参加団体等(NPO団体等)が実施する地域福祉活動の立上げ等に要する経費の助成	単独	新規団体5,000,000円 継続団体3,500,000円	29,856
40	友愛の灯協会補助金(ハンディキャップ運行補助)	社団法人友愛の灯協会	1	活動	H13	ハンディキャップ運行事業に要する経費(人件費・事業費)の助成	単独	10,230,000円 x 1団体	10,230
41	地域福祉活動推進事業補助金		1	活動	H15	有償家事援助サービスに要する経費の助成(都からの移行事業)	単独	3,206,000円 x 1団体	3,206
42	保護司会助成金	杉並・老後を良くする会	1	活動	H15	食事サービス(配食サービス)に要する経費の助成(都からの移行事業)	単独	3,750,000円 x 1団体	3,750
43	民生委員児童委員協議会助成金	杉並区保護司会 杉並区民生児童委員協議会	1	活動	S49 S42	杉並区保護司会への活動費の助成 民生児童委員協議会が行う研修会・講演会等の事業経費の助成	単独 上乘	600,000円 x 1団体 14,000円 x 委員数(うち5,400は都補助)	600 5,922

障害者福祉

44	心身障害者自立復活訓練事業補助金	杉並区肢体不自由児者父母の会	1	活動	H14	心身障害者団体が実施する心身障害者自立復活訓練事業への助成	単独	5,000,000円 x 1団体	5,000
45	障害者団体連合会・心身障害者団体運営費補助金	杉並区障害者団体連合会・各心身障害者団体	19	活動	S49	障害者団体連合会及び各心身障害者団体が行う事業に要する経費の助成	単独	連合会200,000円 x 1団体 各団体365,000円 x 17団体	13,585
46	知的障害者生活ホーム運営費補助金	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	1	活動	H9	育成会が運営する知的障害者生活ホーム(和田ホーム)運営に要する経費の助成	単独	6,199,000円 x 1団体	6,199
47	精神障害者居宅介護等事業費補助金	精神障害者ホームヘルプサービス事業実施者(NPO団体等)	1,000	活動	H15	社会福祉法人・医療法人が行う精神ヘルパー派遣経費への助成	単独	1時間2,600円・利用料を単価	2,800
48	心身障害者ショートステイ事業運営費補助金	社会福祉法人2団体	2	活動	H15	心身障害者ショートステイ事業の運営に要する経費の助成	単独	基準額24,369,000円 x 補助率等	65,937
49	障害者福祉会館運営協議会補助金	障害者福祉会館運営協議会	1	運営活動	H6	障害者福祉会館の運営事務、福祉展等の事業など協議会の運営に要する経費の助成	単独	1,087,000円 x 1団体	4,424
50	まちなか生活支援事業実施施設補助金	心身障害者(児)まちなか生活支援事業実施団体	1	活動	H16	心身障害者(児)の居場所(ふれあう場所)の運営に要する経費の助成	単独	2,659,800円 x 1団体	2,660
51	精神障害者地域生活援助事業運営費補助金	精神障害者グループホーム(NP法人エルレ)	1	活動	H8	精神障害者グループホーム運営に要する経費の助成	単独	588,000円 x 月数 等	24,058
52	心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金	心身障害者(児)地域サービス事業実施団体 心身障害者(児)通所訓練・授産事業実施団体	11 16	活動	S58 S58	社会福祉法人等が運営する地域サービス事業に要する経費の助成 社会福祉法人等が運営する通所訓練・授産事業等に要する経費の助成	単独 上乘	規模により単価設定 86,450円 x 人数 x 月数(都基準に上乘)	83,234 283,374
53	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助金	精神障害者共同作業所	15	活動	S59	社会福祉法人等が運営する共同作業所の活動費及び通所者の交通費等の助成	上乘	規模により単価設定(都基準に上乘)	314,537

高齢者福祉

54	経営支援制度補助金	社会福祉法人サンフレンズ	1	活動	H16	特養上井草園の運営に要する経費の助成(都制度に準じる)	単独	9,505,000円×1団体	9,505
55	地域ささえ愛グループ支援事業補助金	地域ささえ愛グループ	77	活動	H12	高齢者の心身機能の維持向上の活動を行っている自主グループ(地域ささえ愛グループ)の活動の助成	単独	32,000円×28団体	896
56	いきいきクラブ連合会、いきいきクラブ運営費補助金	杉並区いきいきクラブ連合会・各いきいきクラブ	92	活動	S32	いきいきクラブ(老人クラブ)・連合会の活動経費の助成	上乘	連合会194,000円×1団体 336,960円×9クラブ	32,419

女性・児童福祉

57	母子寡婦福祉団体連合会補助金	杉並区母子寡婦福祉団体連合会	1	活動	S46	母子寡婦福祉団体連合会の活動費の助成	単独	250,000円×1団体	250
58	青少年育成委員会補助金	青少年育成委員会	17	活動	S31	青少年育成委員会の活動費の助成	単独	900,000円×17団体	15,300
59	母親クラブ連絡会、母親クラブ活動費補助金	杉並区母親クラブ連絡会・各母親クラブ	18	活動	S52	母親クラブ連絡会・各母親クラブの活動費の助成	単独	連絡会340,000円×1団体 クラブ30,000円×17団体	850
60	民営保育園園庭緑化補助金	民営保育園	2	活動	H16	私立保育園の園庭緑化に要する経費の助成	単独	1,500,000円×2団体	3,000
61	民営保育園防犯カメラ設置補助金	民営保育園	12	活動	H16	私立保育園による防犯カメラ・フェンス等設置経費の助成	単独	250,000円×12団体	3,000
62	認証保育所運営費等補助金	認証保育所	6	活動	H13	認証保育所運営に要する経費の助成	単独	181,736,448円	180,237
63	認証保育園防犯カメラ設置補助金	認証保育園	6	活動	H16	認証保育園による防犯カメラ・フェンス等設置経費の助成	単独	250,000円×6団体	1,500

5 保健衛生分野(811万円)

64	医師会附属看護高等専修学校運営経費補助金	社団法人杉並区医師会	1	活動	H2	杉並区医師会附属看護高等専修学校に要する経費の助成	単独	2,000,000円×1団体	2,000
65	地域医療連携推進委員会運営費補助金	社団法人杉並区医師会	1	活動	H2	杉並区医師会が設置する「杉並区医療連携推進委員会」の運営経費の助成	単独	827,500円×1団体	828
66	健康保持事業補助金	社団法人杉並区歯科医師会	1	活動	S50	杉並区医師会が実施する健康保持事業に要する経費の助成	単独	2,640,000円×1団体	2,640
67	医療技術研修補助金	社団法人杉並区薬剤師会	1	活動	S50	杉並区歯科医師会が実施する健康保持事業に要する経費の助成	単独	1,120,000円×1団体	1,120
68	健康づくり地区会補助金	社団法人杉並区薬剤師会	1	活動	S50	杉並区薬剤師会が実施する健康保持事業に要する経費の助成	単独	400,000円×1団体	400
69	健康づくり地区会補助金	東京都杉並区接骨師会	2	活動	H2	会員の医療技術研修に要する経費の助成	単独	176,000円×2団体	352
70	健康づくり地区会補助金	健康づくり推進員	9	活動	H13	健康づくり地区会(区内9地区)の運営に要する経費の助成	単独	85,000円×9地区	765

6 環境・まちづくり分野(1億5546万円)

69	まちづくり助成金	まちづくり活動団体	15	活動	H12	まちづくり活動団体の活動費の助成	単独	50,000円×15団体	750
70	まちづくり協議会運営費補助金	まちづくり協議会	3	運営活動	H15	まちづくり協議会の運営経費の助成	単独	100,000円×3団体	300
71	高齢者アパートあっせん事務費補助金	社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部	1	活動	S61	高齢者へのアパートあっせんに係る経費の助成	単独	240,000円×1団体	240
72	南北バス運行経費補助金	南北バス運行事業者	2	活動	H12	南北バス運行事業に対する収支差額分の助成	単独	運行経費から運賃及び広告収入を差し引いた額(上限)	16,000
73	下井草駅総合改善事業費補助金	下井草駅整備株式会社	1	活動	H16	下井草駅整備株式会社に対する駅舎橋上化粧補活動経費の助成	単独	対象経費の2/10	3,150
74	みどりの基金緑化活動助成金	みどりのボランティア団体	10	活動	H15	みどりのボランティアに対する活動費の助成	単独	講師謝礼等要綱に定める経費の1/2	500
75	環境配慮行動拡充事業補助金	すぎなみ環境カエルくらぶ	1	活動	H14	すぎなみ環境カエルくらぶの環境配慮行動拡充事業への助成	単独	2,000,000円×1団体	2,000
76	特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク補助金	すぎなみ環境ネットワーク	1	活動	H6	すぎなみ環境ネットワークのウェブサイトひろばと不用品情報コーナー事業費への助成	単独	32,524,000円×1団体	32,524
77	エコソーシャル運営委員会補助金	エコソーシャル運営委員会	1	活動	H14	エコソーシャル運営委員会のエコソーシャル事業やマイバック運動事業への助成	単独	97,000,000円×1団体	97,000
78	レジ袋削減推進協議会補助金	レジ袋削減推進協議会	1	活動	H14	レジ袋削減推進協議会のレジ袋削減事業への助成	単独	3,000,000円×1団体	3,000

7 教育・文化分野(3024万円)

79	学校保健会補助金	杉並区学校保健会	1	活動	S34	学校保健会の活動に要する経費の助成	単独	150,000円×1団体	150
80	私立幼稚園等補助金	私立幼稚園等設置者	48	運営	S61	私立幼稚園の運営経費の助成	単独	心身障害児教育対策補助:1人@86,000円など	13,782
81	私立幼稚園等安全対策促進補助金	私立幼稚園等設置者	48	活動	H16	幼稚園による防犯カメラ、フェンス等設置経費の助成	単独	250,000円×48園	12,000
82	幼稚園教育研修会育成補助金	杉並区幼稚園教育研修会	1	活動	S61	幼稚園教育研修会の活動に要する経費の助成	単独	1,125,000円×1団体	1,125
83	学校開放連合協議会補助金	学校開放連合協議会	1	活動	S58	学校開放連合協議会の活動経費の助成	単独	1,181,000円×1団体	1,181
84	区立小・中学校PTA連合協議会補助金	杉並区立学校PTA連合協議会	2	活動	H4	杉並区立学校PTA連合協議会の活動経費の助成	単独	小P:520,000円、中P:560,000円	1,100
85	文化団体連合会補助金	杉並区文化団体連合会	1	活動	H4	文化団体連合会の活動経費の助成	単独	350,000円×1団体	350
86	体育協会補助金	杉並区体育協会	1	活動	H4	杉並区体育協会の活動経費の助成	単独	550,000円×1団体	550

8 外郭団体(8億9537億円)

87	シルバー人材センター補助金	社団法人杉並区シルバー人材センター	1	運営	S14	杉並区シルバー人材センターの運営・活動経費の助成	単独	168,543,862円×1団体	168,544
88	杉並区文化・交流協会補助金	杉並区文化・交流協会	1	運営活動	H14	杉並区文化・交流協会の運営・活動経費の助成	単独	65,632,000円×1団体	65,632
89	土地開発公社事務費補助金	杉並区土地開発公社	1	運営	S63	杉並区土地開発公社の運営・活動経費の助成	単独	576,000円×1団体	576
90	財団法人に対する助成(条例)	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	1	運営活動	H10	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の運営・活動経費の助成	単独	107,074,240円×1団体	107,075
		財団法人杉並区勤労者福祉協会	1	運営	H4	杉並区勤労者福祉協会の運営・活動経費の助成	単独	105,000,000円×1団体	105,000
		財団法人杉並区スポーツ振興財団	1	運営	H5	財団法人杉並区スポーツ振興財団の運営・活動経費の助成	単独	448,542,000円×1団体	448,542

個人に対する補助

補助金名称		交付団体名等	対象者	補助形態 1.運動補助 2.活動補助	開始年度	補助内容等	補助形態	積算の根拠等	16年度予算	備考
(単位:円)										
(単位:千円)										
1 区民生活分野(1億620万円)										
1	震災時生活用水井戸整備補助金	登録井戸設置者	55	活動	S54	井戸の設置・修理費用の助成	単独	整備・修理に要した経費の2分の1(上限50,000円)	1,200	
2	貸与宿泊施設区民宿泊費補助金	民営化宿泊施設(旧すざなみ荘他3施設)利用者	4	活動	H14	民営化した旧区立宿泊施設の区民利用料の助成	単独	障害者または高齢者 3,000円・その他の区民 2,000円	100,000	
3	政策提案事業補助金	協働事業提案者(NP 団体等)	5	活動	H16	区民が提案し実施する区との協働事業に係る経費の助成	単独	5,000,000円×1団体	5,000	
2 産業振興分野(1560万円)										
4	空き店舗活用事業補助金	空き店舗入居者	7	活動	H16	既存の助成制度や融資制度の対象となっていない事業者による空き店舗活用事業の助成	単独	対象経費の1/3. 上限1,000,000円	7,000	
5	SOHO開設経費助成	SOHO(スモールオフィス・ホームオフィス)事業者	10	活動	H15	SOHO事業者への起業経費の助成	単独	設備工事費等の1/2. 上限500,000円	5,000	
6	地域密着型事業コンテスト助成金	空き店舗所有者	1	活動	H16	SOHO事業者へ空き店舗を貸与した事業者に対する家賃の助成	単独	2,800,000円×1団体	2,800	
7	体験型農園運営管理補助金	体験型農園運営者	1	活動	H16	体験型農園事業実施者に対し活動費の助成	単独	1区画につき100,000円	800	
3 社会福祉分野(5604万円)										
8	福祉サービス第三者評価事業補助金	福祉サービス第三者評価実施事業者	1	活動	H15	民間の福祉サービス事業者に対する第三者評価受審経費の助成	単独	300,000円×50所	15,000	
9	心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所者交通費等助成	心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所者	16	活動	H4	心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所者の交通費・給食費の助成	単独	交通費358円×延通所人数 給食費400円×延通所人数	39,534	
10	家族介護者ヘルパー受講料助成金	家族介護者ヘルパー受講者	30	活動	H13	家族介護者が受講した訪問介護員養成研修の受講料の助成	単独	30,000円×30件	900	
11	介護保険住宅改修支援事業補助金	介護支援専門員等	300	活動	H12	介護報酬受給資格対象外者(PT・OT等)に対するケアプラン(住宅改修)作成費の助成	単独	2,000円×300件	600	
4 教育・文化分野(6億469万円)										
12	外国人学校通学児童生徒保護者負担軽減補助金	外国人学校通学児童生徒保護者	100	活動	S56	保護者に対する外国人学校授業料の助成	単独	児童生徒1人につき月額6,000円	7,200	
13	文化財保存事業費補助金	杉並区指定登録文化財所有者	103	活動	S57	指定・登録文化財の保護・維持経費の助成	単独	文化財の種類毎に単価設定 世帯の所得区分に応じ単価設定(うち6,700円が区上乗)	1,610	
14	幼稚園等園児の保護者に対する補助金	私立幼稚園等園児保護者	7,968	活動	S57	保護者に対する私立幼稚園保護者負担金の助成	上乗		595,883	

5 環境・まちづくり分野(2億8464万円)

15	木造賃貸住宅等建替促進事業助成金	木造賃貸住宅建替者	17	活動	S61	木造賃貸住宅等の建替経費等の助成	単独	建替資金の融資にかかわる利子の一部(2.6~4%)等	34,495
16	都市防災不燃化促進助成金	不燃化建築物の建築主	9	活動	H8	環状8号線地区における不燃化建築物への立替工事費の助成	単独	100㎡で208万円等	35,100
17	街なみ環境整備事業助成金	街なみ環境整備事業施行者	19	活動	H10	街並みに配慮した修景整備事業に対する工事費の助成	単独	緑化補助1㎡あたり18,000円等	2,200
18	高齢者住宅整備費助成	高齢者住宅建築主	12	活動	H4	高齢者世帯用住宅の建設経費の助成	単独	2%利子補給	22,584
19	分譲マンション建替え・改修アドバタイザー制度利用助成金	マンション管理組合、区分所有者	5	活動	H15	分譲マンションの管理組合等へのマンション建替え・改修アドバタイザー制度利用経費の助成	単独	派遣料の2/3(=8,000円)	40
20	民営自転車駐車場育成補助金(条例)	民営自転車駐車場設置者	1	活動	H10	民営自転車建設に対する工事費の助成	単独	建設費 平置式 13,000円/台	3,110
21	私道排水設備補助金(条例)	私道排水設備工事実施者	670	活動	S57	私道の排水施設の工事費の助成	単独	工事費の9~10割	25,620
22	雨水浸透施設設置助成金	雨水流出抑制施設設置工事を行う住宅等の個人所有者	50	活動	H6	雨水流出抑制工事に実施者に対する工事費の助成	単独	雨水浸透ます1個 165,500円 門または扉等の除却 5,000円/㎡	18,000
23	狭あい道路拡幅整備助成金(条例)	狭あい道路等拡幅整備実施者	500	活動	H1	道路の拡幅整備又は隣切り実施者に対する工事費の助成	単独	9,000円×1槽	70,861
24	浄化槽清掃経費助成金	浄化槽管理者	1	活動	H12	下水道未普及地域における浄化槽清掃経費の助成	単独	250円/㎡	9
25	生けかき協定補助金(条例)	生けかき協定締結者	20	活動	H15	生垣協定の認定を受けた生垣の保護・維持経費の助成	単独	樹木(一般) 6,000円/本	33,166
26	保護樹木等補助金(条例)	樹木・樹林・生けかきの所有者等	1,900	活動	S48	補助基準を満たす樹木等の保護・維持経費の助成	単独	生けかき新規 9,000円/㎡	4,650
27	接道部緑化助成金	接道部緑化整備実施者	95	活動	H12	接道部緑化造成者に対する工事費の助成	単独	屋上 20,000円/㎡ 壁面 5,000円/㎡	10,000
28	屋上・壁面緑化助成金	屋上・壁面緑化整備実施者	475	活動	H14	屋上緑化造成者に対する工事費の助成	単独	住宅用太陽光発電システム機器設置者に対する工事費の助成	16,000
29	住宅用太陽光発電システム機器設置費補助金	住宅用太陽光発電システム機器設置者	40	活動	H15	住宅用太陽光発電システム機器設置者に対する工事費の助成	単独	低公害車 300,000円 DPF 100,000円 脱化触媒 50,000円	8,750
30	低公害車導入促進補助金・粒子状物質現象装置装着補助金	低公害車、低公害装置導入業者	105	活動	H15	低公害車導入費や改造費の助成	単独		

施設建設助成

	補助金名称	交付団体名等	対象数	補助形態 1:運営助成 2:活動助成	開始年度	助成目的または概要	補助形態	16年度予算 (単位:千円)	特養定べつ 確保数	備考
1	特別養護老人ホーム南陽園建設補助金	社会福祉法人浴風会	1	活動	S60	特別養護老人ホーム建設及び償還金の助成	単独	51,700	192床	
2	特別養護老人ホーム第二南陽園建設補助金				H1		単独	24,980	150床	
3	特別養護老人ホーム第三南陽園建設補助金				H11		単独	58,750	207床	
4	ケアハウス建設等補助金	社会福祉法人杉樹会	1	活動	H6	ケアハウス等建設及び償還金の助成	単独	82,650	100人	区民優先
5	特別養護老人ホームさんじゅ阿佐谷建設補助金				H7		単独	15,000	40床	
6	特別養護老人ホームさんじゅ久我山建設補助金	社会福祉法人真松之会	1	活動	H14	特別養護老人ホーム建設及び償還金の助成	単独	10,090	50床	
7	特別養護老人ホーム和田掘ホーム建設補助金				H11		単独	16,000	60床	
8	特別養護老人ホーム沓掛ホーム建設補助金	社会福祉法人えのき会	1	活動	H11	特別養護老人ホーム建設及び償還金の助成	単独	13,000	60床	
9	特別養護老人ホーム正吉苑建設補助金	社会福祉法人正吉福祉会	1	活動	H14	特別養護老人ホーム建設及び償還金の助成	単独	10,400	60床	
10	痴呆性高齢者グループホーム建設補助金	痴呆性高齢者グループホーム建設事業者	4	活動	H16	痴呆性高齢者グループホーム建設及び償還金の助成	単独	71,250	4ユニット (36人)	
11	介護老人保健施設シーダ・ウォーク建設補助金	医療法人財団河北総合病院	1	活動	H15	介護老人保健施設建設及び償還金の助成	単独	46,670	112床	
12	知的障害者入所更生施設啓光学園建設補助金	社会福祉法人啓光福祉会	1	活動	H14	知的障害者入所更生施設建設及び償還金の助成	単独	4,000	4床	
13	知的障害者入所更生施設建設補助金	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	1	活動	H16	知的障害者入所更生施設建設及び償還金の助成	単独	120,000	40床	

外郭団体等への補助金・委託料の状況

団体名	主な事業内容	基本財産 5億円 (区全額負担)	予算区分	16年度団体予算額	区補助金	依存率	15年度団体決算額	区補助金額	依存率
財団法人 障害者雇用支援事業団 (平成10年10月設立)	1 障害者に対する就労機会の開拓及び提供 2 障害者に対する職業準備訓練の実施 3 障害者に対する職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他援助 4 事業主に対する雇用管理に関する事項についての助言その他援助 5 障害者雇用支援者に係る情報の収集・提供 6 障害者雇用支援者に対する研修の実施 7 杉並区から受託する施設の管理運営	5億円 (区全額負担)	総予算額	224,889	107,075	47.6%	192,726	82,264	42.7%
			運営費	16,811	8,005	47.6%	7,494	3,199	42.7%
			内 人件費	93,742	44,632	47.6%	77,951	33,273	42.7%
			内 事業費	114,336	54,438	47.6%	107,281	45,792	42.7%
			(うち区委託料)	13,037			13,332		
			委託料を除く予算額	211,852	100,328	47.4%	179,394	82,264	45.9%
			(-)						
財団法人 勤労者福祉協会 (平成4年4月設立)	1 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業 2 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業 3 中小企業勤労者福祉に関する各種セミナー等事業 4 中小企業勤労者のための福祉事業 5 都及び区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業	3億円 (区全額負担)	総予算額	265,171	105,000	39.6%	229,550	93,658	40.8%
			運営費	27,665	9,219	33.3%	22,133	6,243	28.2%
			内 人件費	71,162	71,162	100.0%	70,610	70,610	100.0%
			内 事業費	166,344	24,619	14.8%	136,807	16,805	12.3%
			(うち区委託料)	0			0		
			委託料を除く予算額	265,171	105,000	39.6%	229,550	93,658	40.8%
			(-)						
財団法人 スポーツ振興財団 (平成5年10月設立)	1 各種スポーツ教室の実施 2 野外スポーツ活動の普及 3 スポーツ関係団体の育成、支援及び指導者養成 4 区民体育祭やスポーツリクリエーション大会等スポーツ普及事業の実施 5 健康・体力づくりの実施及び相談 6 スポーツ情報の収集及び提供 7 杉並区から受託するスポーツ施設の管理運営	5億円 (区全額負担)	総予算額	1,110,263	448,542	40.4%	1,037,774	402,805	38.8%
			運営費	11,877	11,877	100.0%	14,714	14,714	100.0%
			内 人件費	377,505	377,505	100.0%	357,209	357,209	100.0%
			内 事業費	721,081	59,360	8.2%	665,851	30,882	4.6%
			(うち区委託料)	419,265			410,815		
			委託料を除く予算額	690,998	448,542	64.9%	626,959	402,805	64.2%
			(-)						
杉並区文化・交流協会 (平成12年4月設立)	1 文化・芸術に関する鑑賞事業 2 文化・芸術活動の育成・振興事業 3 友好都市等の友好親善の推進に関する事業 4 外国都市及びその市民との芸術・文化・スポーツ及び産業等の交流に関する事業 5 地域における国内・国際交流の推進及び調査並びに相談に関する事業 6 交流団体の育成・振興事業 7 協会の広報及び情報の提供に関する事業	0	総予算額	98,455	65,632	66.7%	97,603	60,252	61.7%
			運営費	7,188	6,988	97.2%	6,339	6,339	100.0%
			内 人件費	22,129	22,129	100.0%	17,076	17,076	100.0%
			内 事業費	69,138	36,515	52.8%	74,188	36,837	49.7%
			(うち区委託料)	0			0		
			委託料を除く予算額	98,455	65,632	66.7%	97,603	60,252	61.7%
			(-)						
杉並区土地開発公社 (昭和63年4月設立)	1 地域の秩序ある整備を目的とし、公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行う	1千万円 (区全額負担)	総予算額	261,503	576	0.2%	811,327	286	0.0%
			運営費	581	576	99.1%	290	286	98.6%
			内 人件費	0	0	0.0%	0	0	0.0%
			内 事業費	260,922	0	0.0%	811,037	0	0.0%
			(うち区委託料)	0			0		
			委託料を除く予算額	261,503	576	0.2%	811,327	286	0.0%
			(-)						